

資料10(午前)

平成26年3月20日(木)

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

保健福祉局高齢障害部障害企画課

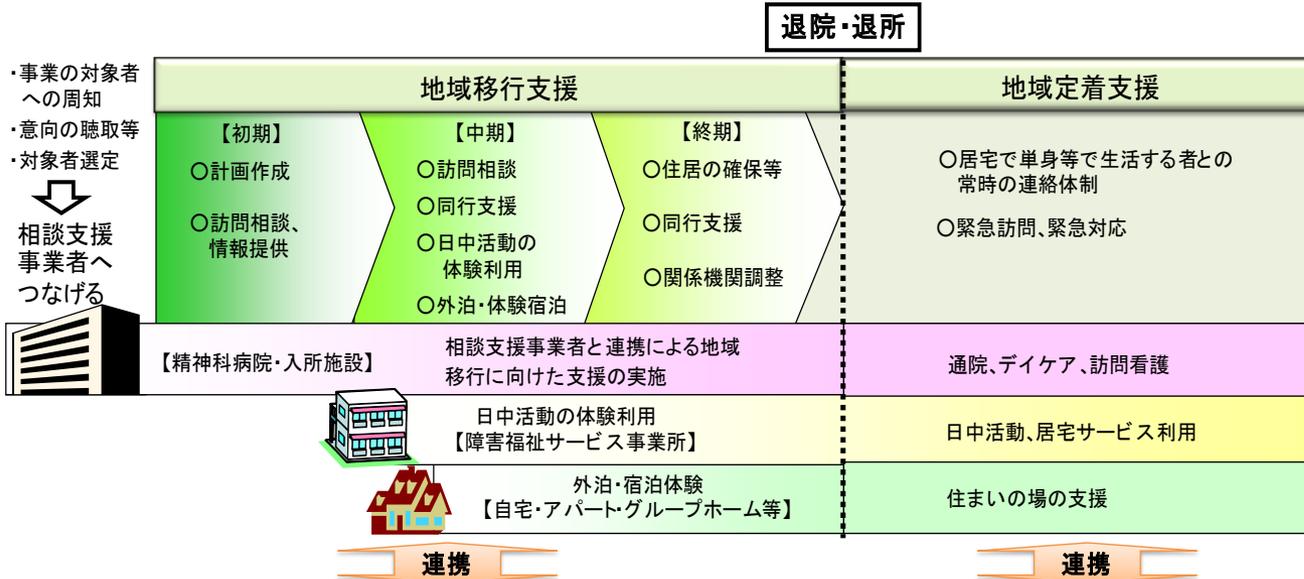
地域移行支援の対象拡大について

1. 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設等、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所・障害者就業・生活支援センター等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	249事業所	273事業所
利用者数	501人	1,389人

報酬単価

(地域移行支援)	
・地域移行支援サービス費	2,313単位/月
・退院・退所月加算 (退院・退所月に加算)	2,700単位/月
・集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
・障害福祉サービス事業の体験利用加算	300単位/日
・体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日
・体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日
・特別地域加算	+15/100
(地域定着支援)	
・地域定着支援サービス費 〔体制確保分〕 〔緊急時支援分〕	301単位/月 703単位/日
・特別地域加算	+15/100

2. 地域移行支援の対象者拡大について

現行の地域移行支援対象者に加えて「**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの**」が新たに規定されたところです。これをうけて

- ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者
- ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者

が新たに対象となります。

現行の対象者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者見做しの者も対象
- ② 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院も含む)に入院している精神障害者
※ 原則、直近の入院期間が1年以上の者が対象。ただし、1年未満の者であっても、住居の確保等支援が必要な場合や支援がなければ入院の長期化が見込まれる場合は対象となる。



拡大される対象者

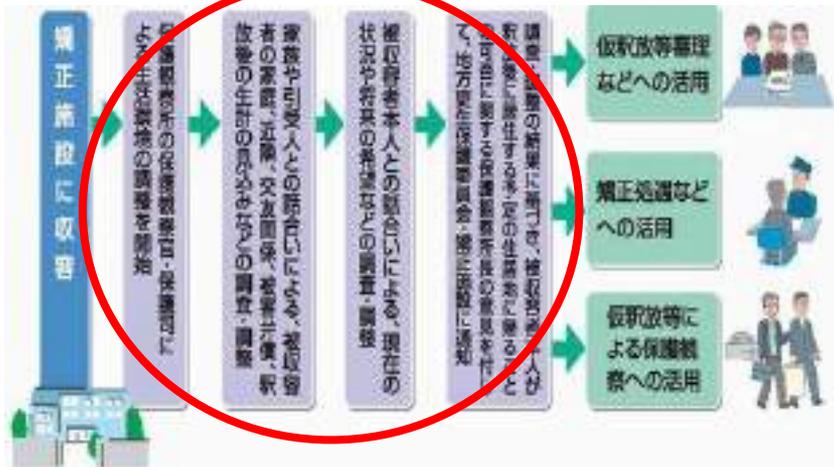
上記対象者に加え、以下の対象者を追加。

- ① 保護施設(生活保護法第38条の救護施設、更生施設)に入所している障害者
- ② a 矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)に入所している障害者
b 矯正施設を出所し更生保護施設等(更生保護施設、自立準備ホーム、自立更生センター就業支援センター)に入所した障害者

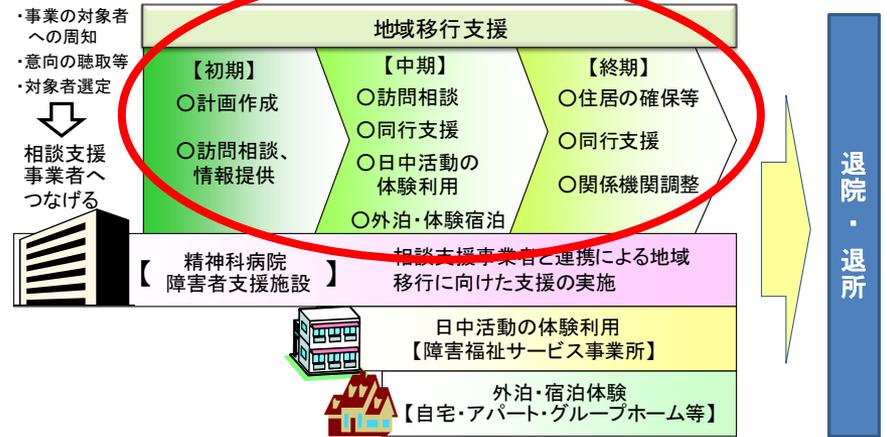
3. 矯正施設に入所している障害者に対する支援

- 矯正施設入所者に対する住居の確保など退所に向けた生活環境調整等については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われている。
- 矯正施設入所者を地域移行支援の対象とする場合にはこれらの支援制度との役割分担について整理が必要。

保護観察所の支援内容

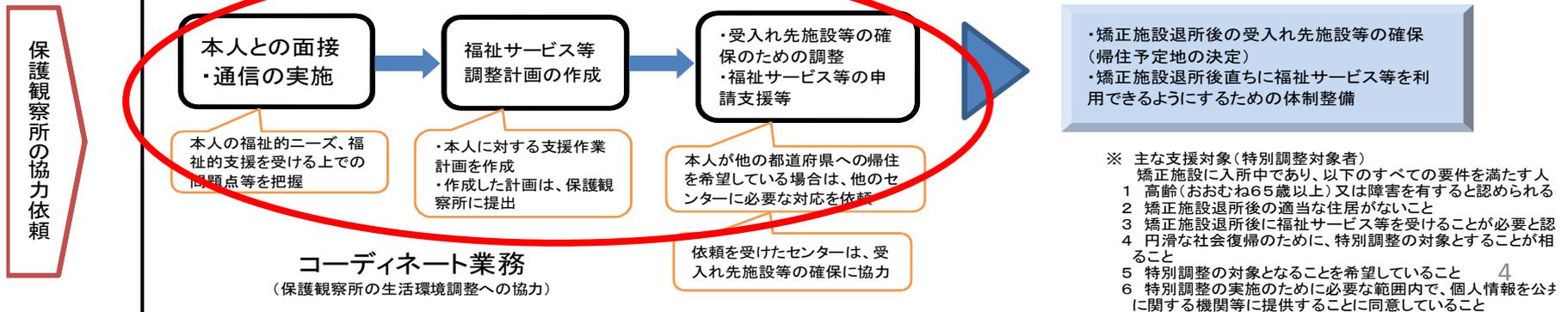


地域移行支援の支援内容



地域生活定着支援センターの支援内容

矯正施設に入所中の人に対する支援



4. 改正精神保健福祉法について

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行することとされました。

医療保護入院者の退院促進措置に係る主なポイント概要

1 平成26年4月1日時点の医療保護入院者全員に退院後生活環境相談員を選任

- 医療保護入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任
- 相談員の業務:退院支援のための取り組みにおいて中心的役割を果たす
- 相談員の資格:精神保健福祉士、看護職員、作業療法士、社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者等

2 地域援助事業者の紹介

- 円滑に地域生活に移行できるよう、相談支援専門員の配置されている事業所(一般相談支援事業所、特定相談支援事業所)を紹介
- 地域援助事業者の業務:
 - (1)退院後生活環境相談員と連携し、連絡調整を図る
 - (2)医療保護入院者退院支援委員会への出席要請があった場合は、できる限り出席し、情報共有に努める

3 医療保護入院者退院支援委員会の開催

- 医療保護入院者の入院の必要性や、入院期間の明確化、退院に向けた取組について審議し、退院促進に向けた取り組みを推進する。
- 対象者:在院期間が1年未満の医療保護入院者で、入院診療計画書中の入院期間を経過する者等

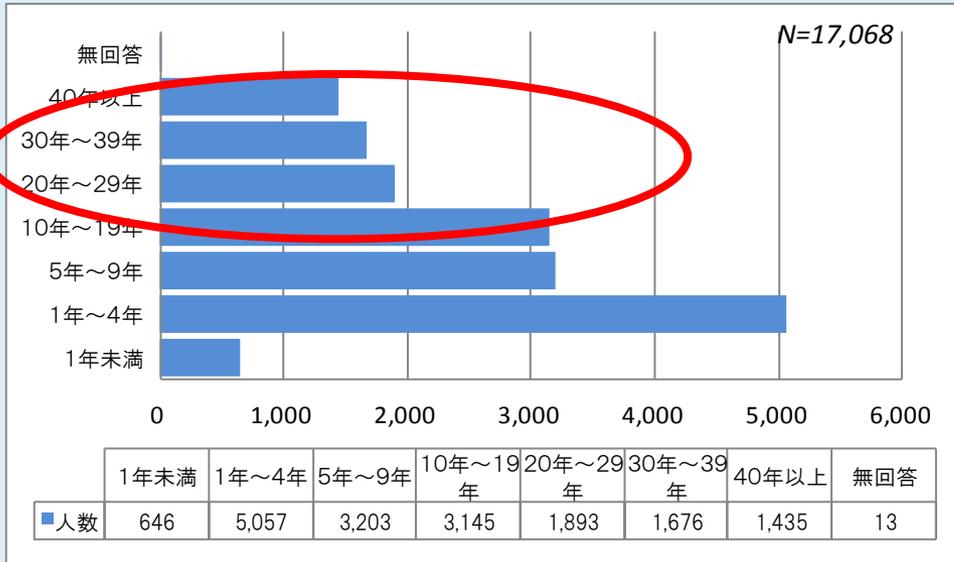
参 考 资 料

1. 救護施設の入所者の実態

- 救護施設については、入所者の長期化、高齢化が進んでいる。

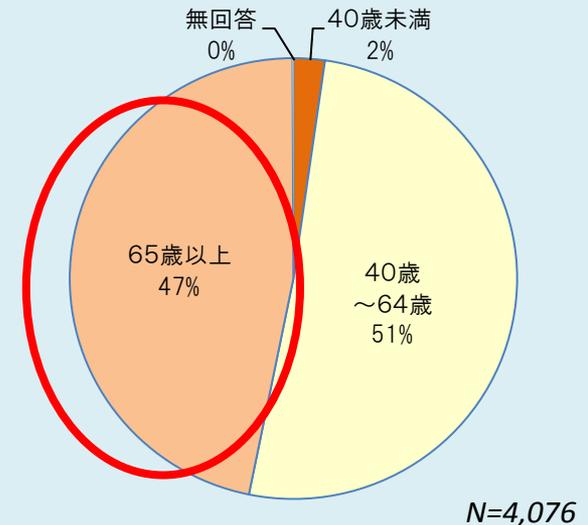
救護施設入所者の入所期間

- 平均14年。**10年以上の入所が約半数**を占める。



救護施設入所者の年齢構成

- 平均64歳。**65歳以上の入所が約半数**を占める。



出典：平成22年度全国救護施設実態調査報告書（全国救護施設協議会）

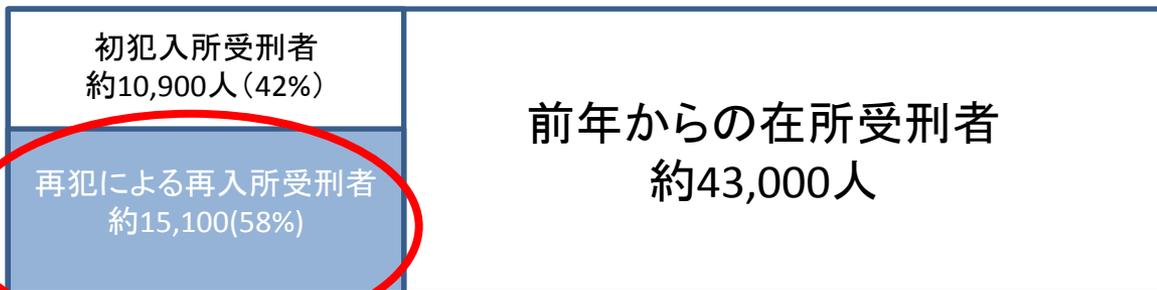
入所期間の長期化や高齢化に伴う生活機能、意欲の低下等が考えられ、
外部からの働きかけにより退所を促すことが必要ではないか。

2. 矯正施設入所者の状況

(H23法務省矯正統計年報を参考に作成)

全在所受刑者 61,102人(平成23年末)

新入所受刑者 25,499人



帰住地あり、受刑態度等の理由

出所者 約29,000人



帰住地がない、受刑態度等の理由

満期出所者



うち、帰住先のない高齢者又は
障害者 1,000人/年

○ 約6割の犯罪は、再犯者(全犯罪者のうちの約3割)が実行

再犯防止の必要性

○ H16年～20年の刑務所再入所者のうち、出所時に帰住先がなかった者の約57%が1年未満で再犯

帰住先の確保と生活基盤の安定の必要性

3. 再犯防止に向けた総合対策(抄)

(平成24年7月20日 犯罪対策閣僚会議策定)

「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する」ことが掲げられている。

(抜粋)

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

4. 保護施設の種類等

保護施設の種類(生活保護法第38条)

施設種別	概要	根拠法令	力所数	在所者数
救護施設	<u>身体上又は精神上著しい障害があるために</u> 日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。	生活保護法第38条第1項第1号	188	17,375
更生施設	<u>身体上又は精神上の理由により</u> 養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。	生活保護法第38条第1項第2号	19	1,457
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う施設。	生活保護法第38条第1項第3号	60	-
授産施設	<u>身体上若しくは精神上の理由</u> 又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設。	生活保護法第38条第1項第4号	20	482
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設。	生活保護法第38条第1項第5号	10	431

出典：平成22年度社会福祉施設等調査(H22. 10. 1現在)

保護施設在所者のうち身体障害者手帳、療育手帳を所持している在所者数

施設種別	在所者数	身体障害者手帳所持者数(対在所者数比)	療育手帳所持者数(対在所者数比)
救護施設	17,263人	3,177人 (18.4%)	4,244人 (24.6%)
更生施設	1,748人	49人 (2.8%)	43人 (2.5%)
授産施設	685人	33人 (4.8%)	94人 (13.7%)

出典：平成21年度社会福祉施設等調査(H21. 10. 1現在)

5. 矯正施設を出所した障害者に対する支援の必要性

- 矯正施設を出所した障害者については、矯正施設出所後の一定期間、更生保護施設などを利用するケースが少ない。
- 地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳をみると、約6割が障害者(障害の疑いのある者を含む)となっている。

(参考)地域生活定着支援センターの支援を受けた者の帰住先実績

地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳

